

事務連絡  
令和6年8月1日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）訪問系サービス担当 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課訪問サービス係

香りへの配慮等に関する周知について（周知依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、障害福祉サービス事業所等に対し、香りへの配慮や化学物質過敏症のある利用者に配慮したサービス提供について周知を図っていただくため、以下の事務連絡等を発出しているところです。

令和6年度におきましても、貴管内の訪問系サービスの事業所に対し、これらの内容を踏まえたサービス提供が図られるよう、周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市町村に対しても情報共有いただけますようお願いいたします。

○「香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）」（令和6年1月24日厚生労働省医薬局医薬品審査管理課、健康局・生活衛生局難病対策課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連携事務連絡）【別添1】

○障害保健福祉関係主管課長会議資料（厚生労働省・令和6年3月）【別添2】

・「8 訪問系サービスについて」の「(7) 化学物質過敏症の利用者に対する配慮について」